

埋蔵文化財保護の手引き

— 概要版 —

豊島区教育委員会

はじめに

豊島区内には、私たちの先祖が様々な生活を送った跡である遺跡が、過去に実施された調査などで、現在までに16か所あることがわかっています。

遺跡は、建造物、美術品、古文書等の文化財と同様、豊島区の過去の歩みを知る上で重要な手掛かりとなる貴重な文化遺産です。文化財保護法ではこのような場所を「埋蔵文化財包蔵地」(周知の遺跡)と呼んで、大切に保護・保存することになっています。

私たちの祖先が残してくれた遺跡を大切に保護・保存し、後世に引き継ぐことは、現代に生きる私たちに課せられた大切な使命と言えます。ところが、近年、都市化の進展に伴い包蔵地における開発行為が増加し、貴重な遺跡が破壊・消滅の危機に直面するなど多くの問題が生じています。貴重な歴史的文化的環境を守りつつ、豊島区が調和のとれた発展を遂げてゆくためには、区民の皆さん、土地所有者、開発事業者の方々の、埋蔵文化財保護に係るご理解とご協力が不可欠です。

本小冊子の活用により、埋蔵文化財が国民の共有財産として大切にされるとともに、豊島区の新しいまちづくりの一助になることを願ってやみません。

令和7年3月 豊島区教育委員会

目次

I	豊島区内の遺跡	2
II	豊島区の遺跡の概要	2
III	文化財保護法について 1. 文化財保護法とは 2. 埋蔵文化財とは 3. 周知の埋蔵文化財包蔵地(周知の遺跡)	6
IV	埋蔵文化財保護のために ～周知の埋蔵文化財包蔵地での土木・建築工事等を計画されている方へ～ 1. 周知の埋蔵文化財包蔵地での土木・建築工事等を計画される場合 (1) 区への事前の相談・照会 (2) 埋蔵文化財発掘届の提出 (3) 東京都教育委員会からの回答・区との事前協議 (4) 事前の発掘調査 2. 工事中等に埋蔵文化財を発見した場合 (1) 埋蔵文化財発見届の提出 (2) 必要な発掘 3. 発掘調査後の処理 (1) 遺跡の取り扱いについて (2) 出土した遺物の帰属 (3) 報告書の刊行と活用	7 7 9 9
V	関係法規 文化財保護法(抜粋)ほか	11
VI	届出様式一覧	19

I 豊島区内の遺跡

豊島区内には、過去約三万年にわたる人類の生活のあとを伝える遺跡が、現在までに16か所確認され、周知の埋蔵文化財包蔵地として保護しています。そこでは、旧石器時代・縄文時代・弥生時代・古墳時代・平安時代の集落跡、室町時代の屋敷跡、江戸時代の大名屋敷などの武家地や庶民の生活した町人地（町家・料理屋・植木屋等）にまつわる様々な遺構・遺物が発見されてきました。遺跡は先人が現在に伝えてくれた大切な文化財です。貴重な豊島区の文化遺産を現状のまま地域の自然環境とともに後世に伝えていく必要があります。

II 豊島区の遺跡の概要

遺跡No. 1〔氷川神社裏貝塚〕

包蔵地の範囲……池袋本町二丁目・三丁目

区内で最も著名な縄文時代後期・晩期の貝塚を中心とした遺跡で、弥生時代後期・古墳時代後期の遺物も採集されている。縄文時代貝層を含む遺跡総体は、谷端川沖積地に面する台地上に占地しており、氷川神社を含む周辺一帯に広がっていると推測される。『豊島区史』編纂事業に際して氷川神社境内の発掘調査を実施したが、この時は貝層等の遺構・包含層を検出することはできなかった。おそらく縄文時代貝層は発掘地点のさらに北側に存在すると想定される。なお、この遺跡は江戸時代の池袋村の中心部に近く、この時代の遺構・遺物も発見されている。

遺跡No. 2〔池袋東貝塚〕

包蔵地の範囲……池袋本町三丁目・四丁目

氷川神社裏貝塚のある台地下の東側段丘上に占地し、谷端川に注ぐ小谷の入口部に面している。縄文時代の貝塚が存在することは明治時代には知られていたが、その後の開発により正確な位置は不明となっていた。2017年の発掘調査で、縄文時代後期の貝塚が再発見された。また、これまでは弥生時代後期の集落や、室町時代から江戸時代のものと思われる道路も発見されている。さらに、縄文時代前期から晩期にいたる各時代の土器や、古墳時代・平安時代・室町時代の遺物が出土している。



池袋東貝塚で出土した縄文時代後期の土器

遺跡No. 3〔学習院大学周辺遺跡〕

包蔵地の範囲……目白一丁目・二丁目

学習院大学キャンパスを中心に広がる遺跡で、神田川（妙正寺川）に面する台地上に占地している。川岸の急斜面の上部は旧石器時代の遺跡が分布し、豊島区内でもっとも古い時期の石器が出土している。また、斜面地では武家屋敷、台地の上部では高田村など江戸時代の痕跡が発見されている。ほかに、縄文時代早期・古墳時代後期の石器・土器も出土している。

遺跡No. 5〔染井遺跡〕

包蔵地の範囲……駒込一丁目～七丁目、巣鴨二丁目・四丁目・五丁目

染井遺跡では、主に江戸時代の遺構や遺物が発見されている。江戸時代に多くの植木屋が染井通りの北側に住んでおり、発掘調査により当時の園芸文化や、行楽地として繁栄した地域の様相が明らかになっている。また、染井通りの南側は津藩藤堂家下屋敷をはじめとする武家地として利用されていた。ここでは、御殿空間の厨房と思われる場所や、家臣の屋敷地・長屋、職人の鍛冶工房と推定される場所、屋敷を囲む空堀（内堀・外堀）などが発見されている。

この他に発見された遺構としては、旧石器時代の遺物集中地点、縄文



大名屋敷の発掘調査

時代早期の落とし穴・同中期の竪穴住居、弥生時代後期の竪穴住居群・方形周溝墓、室町時代の墓地・宗教施設・道路などがあり、遺物には古墳時代後期のものもある。

遺跡No. 6〔巢鴨遺跡〕

包蔵地の範囲……………巢鴨一丁目・二丁目・三丁目・四丁目

この遺跡の中心は、江戸時代の中山道沿いの巢鴨町および大名・旗本屋敷にかかわる遺構・遺物であり、北側は染井遺跡と接している。これまでに発見されているのは、大名屋敷を囲む空堀や、鍛冶屋、植木屋、料理屋など多様な生業を持つ庶民の生活の痕跡が中心である。江戸時代の染井遺跡と本遺跡は密接に関係しており、歴史的には一体のものとして捉えられる。

この他の時代の遺構としては、旧石器時代の礫群、縄文時代草創期の落とし穴、平安時代や室町時代の道路跡が発見されている。また、縄文時代前期から晩期・弥生時代後期・古墳時代後期・平安時代などの遺物が出土している。

遺跡No. 7〔北大塚遺跡〕

包蔵地の範囲……………北大塚一丁目

谷端川に向かう斜面から台地の縁辺にかけて立地し、江戸時代に大名屋敷（旧松平播磨守屋敷など）、明治時代には廃兵院が置かれた。発掘調査ではこの屋敷に関係する地下室や堀などの遺構、遺物が数多く発見されている。

また、旧石器時代の石器や、縄文時代中期の竪穴住居と考えられる遺構も確認されている。

遺跡No. 8〔駒込一丁目遺跡〕

包蔵地の範囲……………駒込一丁目

谷田川（藍染川）に面する台地上に占地しており、縄文時代・弥生時代の遺跡として知られる。これまでに弥生時代後期の竪穴住居群・方形周溝墓が発見されている。江戸時代には伝中と呼ばれた地域で、大名・旗本屋敷などの武家地がひろがるとともに植木屋の集住した地域でもあった。発掘調査ではそれらに関係する多様な遺構・遺物の発見が相次いでいる。

なお、駒込古墳の位置は本遺跡の範囲に含まれる。



駒込一丁目遺跡出土の弥生土器

遺跡No. 9〔駒込古墳〕

包蔵地の範囲……………駒込一丁目

駒込一丁目遺跡（No. 8）の中に含まれる古墳であり、明治時代に金環等の副葬品が出土している。



長崎一丁目周辺遺跡で発見された古墳時代の竪穴住居

遺跡No. 10〔長崎一丁目周辺遺跡〕

包蔵地の範囲……………長崎一丁目、西池袋四丁目

谷端川（現在は暗渠）に面する低い台地上に占地する。室町時代の墓地・屋敷跡が発見され、遺物では板碑が多く出土する地域であることから中世から庶民の生活が営まれていたことがわかってきた。また、縄文時代の遺物、古墳時代終末期の竪穴住居跡、江戸時代の道路や住宅跡も発見されている。

遺跡No. 11〔高松遺跡〕

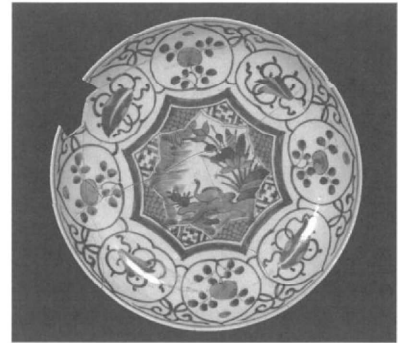
包蔵地の範囲……………高松二丁目・三丁目

縄文時代の石器等が採集されていることから縄文時代の遺構が存在すると考えられるが、旧石器時代のナイフ形石器や古墳時代・平安時代のものと思われる土器等も採集されている。この他に、これまでに発見されている遺構として、鎌倉時代の境堀・江戸時代の道路などがある。

遺跡No. 12〔雑司が谷遺跡〕

包蔵地の範囲……雑司が谷二丁目・三丁目

本遺跡は弦巻川（現在は暗渠）に面する台地上に占地している。雑司が谷鬼子母神境内およびその周辺は室町・江戸時代以来の信仰の場であり、寺社参詣を兼ねた江戸市民の遊興地ともなっていた。このため、鬼子母神参道周辺には江戸時代の料理屋関係の遺構・遺物が密集して残っており、また室町時代末ないし江戸時代初頭に営まれた住宅や墓なども発見されている。この他、旧石器時代の遺物集中地点が発見されているのをはじめ、縄文時代・弥生時代の遺物や、鎌倉街道と推定される道路跡も出土している。なお、地下鉄13号線雑司が谷駅建設に際して行った調査の結果、この遺跡が二丁目にも広がっていると推定されているほか、北側の周知範囲外でも江戸時代以前の信仰や埋葬に関わる遺構や遺物が不時発見された事例がある。



雑司が谷遺跡出土の肥前磁器の大皿

遺跡No. 13〔東池袋遺跡〕

包蔵地の範囲……東池袋一丁目・四丁目

サンシャインシティの南側に入り込む谷に面した、旧石器時代・縄文時代・江戸時代の遺跡である。江戸時代には武家地や鷹方組屋敷が置かれた場所で、その屋敷の区画と推定される大規模な堀や溝をはじめ、建物や井戸の痕跡など多様な遺構、そこで用いられた大量の遺物が発見されている。遺跡の範囲については、特に南側に関しては今のところ推定の材料がなく、さらに広がる可能性がある。

遺跡No. 14〔旧感応寺境内遺跡〕

包蔵地の範囲……目白三丁目・四丁目、西池袋二丁目

江戸時代の終わりごろ建立された感応寺（日蓮宗）の寺域を範囲とするが、感応寺の存続期間は短く、その前後は武家地（大名・旗本屋敷）であった。これまでに、感応寺のものと考えられる大型礎石が出土しており、祖師堂のあった位置が捉えられつつある。また、武家屋敷の痕跡と推定される屋敷跡や、大型の区画溝、馬が埋葬された土坑などが発見されている。この他に縄文時代の竪穴住居と考えられる遺構が確認されている。

遺跡No. 15〔椎名町遺跡〕

包蔵地の範囲……南長崎三丁目・四丁目・五丁目

旧清戸道に面した江戸時代の町場であり、この時代の遺構・遺物が発見されている。また、この他に縄文時代中期の遺物も出土している。

遺跡No. 16〔千早遺跡〕

包蔵地の範囲……千早四丁目

豊島区の西端、練馬区との区境をなす谷に向かう斜面から台地縁辺にかけて立地する遺跡で、板橋区側へ広がると推定される。豊島区内では調査実績が少なく不明の部分が多いが、縄文時代・古墳時代の遺跡で、斜面下部で土器が採取されている。

遺跡No. 17〔南池袋遺跡〕

包蔵地の範囲……南池袋二丁目・三丁目・四丁目

南池袋遺跡は、環状第5の1号線建設事業にともなう調査で発見された。眼下に弦巻川を見下ろしその対岸に鬼子母神堂を望む台地上に立地する。縄文時代の落とし穴や、江戸時代の大型の溝状遺構（堀）、建物跡などが発見されている。中世から続く雑司が谷が村の範囲に含まれ、近隣にある法明寺・本立寺等の中世起立の寺院と関係が深く、江戸時代には御鷹部屋が近隣に置かれたこともこの地域の発展に影響があったと推測される。現在のところ都道建設により調査を行った範囲のみを包蔵地としているが、付近では江戸時代の埋葬施設が不時発見された事例があり、雑司が谷村の痕跡が付近に広く包蔵されていると推測される地域である。

豊島区内・周知の埋蔵文化財包蔵地 所在一覧

令和5年2月1日現在

No.	遺跡名	時代	種類	範囲（下線は一部が包蔵地に含まれます）
1	氷川神社裏貝塚 (76300㎡)	縄文・弥生・平安・中世・近世	散布地(包蔵地)・貝塚	池袋本町二丁目（ <u>17</u> ・25～32・36・37・ <u>38</u> ），池袋本町三丁目（ <u>2</u> ・3・ <u>10</u> ・11～16・18～20・ <u>21</u> ）
2	池袋東貝塚 (47000㎡)	縄文・古墳・奈良・平安	散布地(包蔵地)・貝塚	池袋本町三丁目（ <u>7</u> ・ <u>21</u> ・22・ <u>23</u> ・ <u>28</u> ・ <u>29</u> ），池袋本町四丁目（17～19・ <u>31</u> ・33～36・ <u>37</u> ・ <u>40</u> ・ <u>41</u> ）
3	学習院大学周辺遺跡 (203200㎡)	旧石器・縄文	散布地(包蔵地)	目白一丁目（ <u>1</u> ・ <u>2</u> ・ <u>5</u> ・ <u>6</u> ・ <u>7</u> ），目白二丁目（ <u>1</u> ・ <u>2</u> ・ <u>3</u> ・ <u>5</u> ・ <u>8</u> ・ <u>9</u> ・10）
5	染井遺跡 (541600㎡)	縄文・弥生・古墳・中世・近世	散布地(包蔵地)・集落跡・貝塚・その他（大名屋敷・町屋）	巣鴨一丁目（5・ <u>16</u> ），巣鴨二丁目（7・8），巣鴨三丁目（ <u>39</u> ），巣鴨四丁目（ <u>22</u> ・25），巣鴨五丁目（1～11），駒込一丁目（30・33～35・ <u>37</u> ・38・39・ <u>40</u> ・ <u>41</u> ・42～44），駒込二丁目（ <u>1</u> ～ <u>3</u> ・4・5・ <u>6</u> ・ <u>17</u> ），駒込三丁目（1～13・ <u>14</u> ・15・ <u>16</u> ），駒込四丁目（1～16），駒込五丁目（1～5），駒込六丁目（1～8・ <u>9</u> ・ <u>10</u> ・11・20），駒込七丁目（1～4）
6	巣鴨遺跡 (386700㎡)	縄文・弥生・近世	集落跡・その他（武家屋敷）	巣鴨一丁目（1～4・6～15・ <u>16</u> ・17～21・27～31），巣鴨二丁目（1～6・9～17），巣鴨三丁目（14～39），巣鴨四丁目（ <u>9</u> ・10・ <u>11</u> ～ <u>13</u> ・14～21・ <u>22</u> ・23・24・26・28・29・32～36・ <u>37</u> ）
7	北大塚遺跡 (42000㎡)	縄文・古墳・近世	その他（大名屋敷）	北大塚一丁目（11・12・ <u>13</u> ・20～26）
8	駒込一丁目遺跡 (47100㎡)	縄文・弥生・近世	散布地(包蔵地)	駒込一丁目（1～13・ <u>37</u> ・ <u>40</u> ・ <u>41</u> ）
9	駒込占墳	占墳	その他（占墳）	駒込一丁目（9番 *推定）
10	長崎一丁目周辺遺跡 (80800㎡)	中世・近世	散布地(包蔵地)	長崎一丁目（2・ <u>3</u> ・5～17・ <u>18</u> ・ <u>19</u> ・ <u>26</u> ～ <u>28</u> ）西池袋四丁目（ <u>38</u> ・ <u>39</u> ・40・41）
11	高松遺跡 (69600㎡)	縄文・（平安）・近世	散布地(包蔵地)	高松二丁目（26～31・ <u>43</u> ・ <u>44</u> ・45・49・50・52～56・ <u>57</u> ），高松三丁目（ <u>2</u> ・3・4・ <u>5</u> ～ <u>7</u> ）
12	雑司が谷遺跡 (74200㎡)	縄文・平安・中世・近世	散布地(包蔵地)	雑司が谷二丁目（ <u>6</u> ～ <u>8</u> ），雑司が谷三丁目（1～9・10・15～19・ <u>21</u> ・ <u>22</u> ）
13	東池袋遺跡 (33600㎡)	縄文・近世	散布地(包蔵地)	東池袋一丁目（25），東池袋四丁目（ <u>3</u> ・4～8・ <u>24</u> ）
14	旧感応寺境内遺跡 (1001000㎡)	近世	社寺跡	目白三丁目（6～11・23～28），目白四丁目（1～4・17～19），西池袋二丁目（6）
15	椎名町遺跡 (34600㎡)	近世	集落跡	南長崎三丁目（ <u>6</u> ・8～ <u>10</u> ・11・ <u>12</u> ・ <u>14</u> ），南長崎四丁目（ <u>10</u> ・ <u>12</u> ・ <u>16</u> ・17・ <u>23</u> ・ <u>24</u> ・ <u>27</u> ～ <u>29</u> ），南長崎五丁目（ <u>10</u> ）
16	千早遺跡 (30700㎡)	縄文・古墳	散布地(包蔵地)	千早四丁目（ <u>5</u> ・ <u>6</u> ・7・8・ <u>9</u> ・ <u>10</u> ）
17	南池袋遺跡 (8600㎡)	縄文・江戸	散布地(包蔵地)・屋敷	南池袋二丁目（1～3・ <u>40</u> ・ <u>45</u> ），南池袋三丁目（ <u>24</u> ・ <u>25</u> ）

* 遺跡の数および範囲は最新の情報によって改訂される場合がございますので管理・文化財グループにご照会ください。

Ⅲ 文化財保護法について

1. 文化財保護法とは

文化財の保存と活用のために「文化財保護法」が制定されています。この文化財保護法は、昭和24年1月の奈良法隆寺金堂の壁画焼失を契機として、翌25年5月に施行されました。

その後、昭和29年に無形文化財の指定制度の創設、民俗資料の保護の強化等の改正がなされ、昭和43年に文化庁が発足しました。さらに、昭和50年には高度経済成長に伴う社会経済情勢の急激な変化、埋蔵文化財にかかわる開発事業等の増加に対応するため、埋蔵文化財保護制度の整備、強化、地方公共団体の文化財保護行政の整備を柱とした改正が行なわれました。そして、平成12年には「地方分権の推進を図るための法律」の制定に伴う、文化財保護法の改正により、各種の届出の提出先が国（文化庁）から都道府県（東京都）になるなどの改正が行なわれました。

2. 埋蔵文化財とは

文化財保護法にうたわれている埋蔵文化財とは、土地に埋蔵されている文化財のことをいい、文化財の種類ではなく、文化財の存在する状態を意味しています。土地に埋蔵されているとは、地下・水底・海底その他土地の上下を問わず、人目に触れない状態で所在していることをいいます。その種類として有形文化財、有形民俗文化財、遺跡、化石等の地下鉱物等があげられます。遺跡の範囲に含まれるものには、具体的には土器・石器・金属器・木製品・骨角器・瓦・陶磁器等の各種遺物、住居跡、貝塚、古墳、城館跡、寺院跡、その他の各種遺構があり、これらが発見される地域を通常、遺跡と呼んでいます。

3. 周知の埋蔵文化財包蔵地（周知の遺跡）

周知の埋蔵文化財包蔵地（文化財保護法第93条）とは、古墳・貝塚・城館跡等のように外形的に判断できるもののほか、伝説・口伝・学問的な調査研究等によってその地域社会の中で遺跡として知られている土地をいいます。この周知の埋蔵文化財包蔵地を地図上におとしたものが遺跡地図で、豊島区では今のところ前章で紹介したように16か所の周知の埋蔵文化財包蔵地が知られています。しかし、板橋区・練馬区・北区・新宿区等の隣接区の様子から見て、周知の埋蔵文化財包蔵地はこれからの開発事業の中で新たに発見されることが確実であり、増加していくことが予測されます。

近年の市街地再開発に伴ない、豊島区でも周知の埋蔵文化財包蔵地内での開発行為が増加しており、日本の歴史や地域の歴史を知る上で貴重な遺跡が、破壊され失われていく危機に直面しています。豊島区ではこうした遺跡の保存・保護のために、次のような手続きをお願いしています。



染井遺跡での遺跡発掘体験



調査成果を展示

Ⅳ 埋蔵文化財保護のために

－周知の埋蔵文化財包蔵地での土木・建築工事等を計画されている方へ－

1. 周知の埋蔵文化財包蔵地にかかる土木・建築工事等を計画される場合

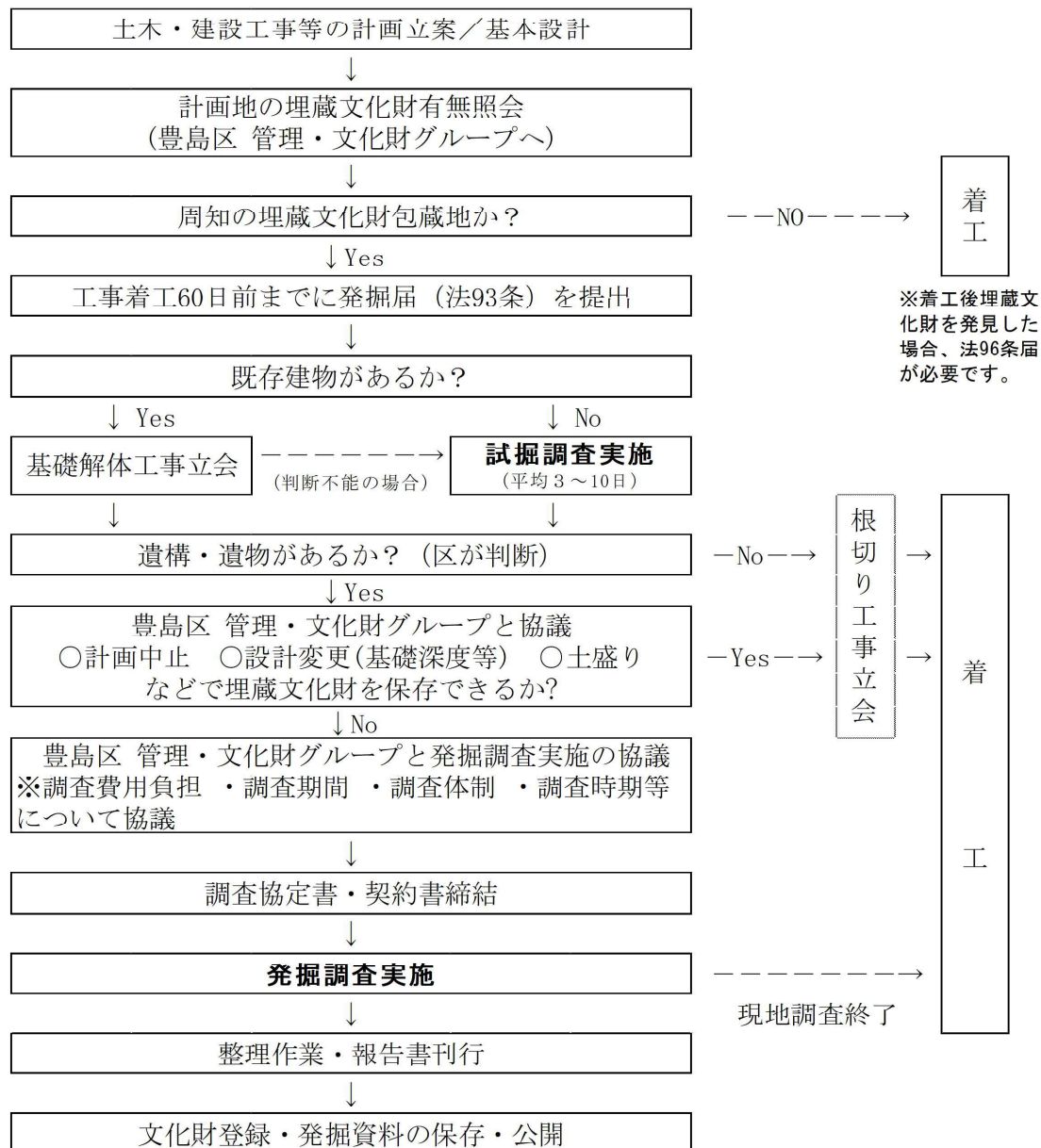
周知の埋蔵文化財包蔵地、及びその周辺で土木・建築工事等を計画される場合には次の図のような手続きが必要です。

(1) 区教育委員会への事前の相談・照会

土木・建築工事等を計画されている方は、計画予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地にかかるかどうか、出来るだけ早い時期に、豊島区 文化事業課管理・文化財グループで確認してください。遺跡の有無、概要、範囲、発掘調査等についてお知らせします。

〔埋蔵文化財発掘調査にかかる基本流れ図〕

※ 学術目的の発掘調査(法 92 条)、公共団体による発掘調査(法 94 条)、周知の包蔵地外での土木工事等で埋蔵文化財の発見による届(法 96 条)については、豊島区 管理・文化財グループにお問い合わせください。



※文化財保護法第93条による届出は、工事着工の60日前迄に区を経由し東京都教育委員会に提出。

(2) 埋蔵文化財発掘届の提出

計画予定地が、周知の埋蔵文化財包蔵地にかかる場合、土木・建築工事等を避けていただくことが望ましいのですが、やむをえず工事を行なう場合は、原則として工事着工の60日前までに、文化財保護法第93条に基づく埋蔵文化財発掘届を東京都教育委員会へ提出することが義務づけられています。

発掘届は豊島区文化事業課管理・文化財グループに提出していただき、区を経由して東京都教育委員会に送付いたします。

- ・提出部数 正・副各1部(19～24頁) ※副本の返却はいたしません
- ・添付資料等(各2部) 現地案内図、配置図、平面図、立面図、基礎断面図(根切断面図)

※地盤改良を行う場合は、地盤改良の図面

※届出は、建物1棟につき1件必要です(例えば、分譲住宅等で同じ敷地に複数棟建てる場合でも、それぞれの棟の分の届が必要です)。

(3) 東京都教育委員会からの回答・区との事前協議

発掘届に対し、東京都教育委員会から保護上必要な指示があり、遺跡の取扱いについて区と協議をすることになります。保存上の指示はおおむね次のとおりです。

- ・開発中止(現状保存)
- ・開発計画の一部変更
- ・事前の発掘調査(①試掘調査、②本格的発掘調査、③立会い調査)

なお、東京都教育委員会からの回答は文書によるもので、事務手続き上遅くなります。そのため届出後すぐに区との協議を開始します。

※事業者が国の機関等の場合

事業者が、国・地方公共団体・国または地方公共団体の設立に係わる法人で政令で定められたものである場合は、民間とは別の規定が定められています。(文化財保護法第94条)

この場合、あらかじめ東京都教育委員会教育長に埋蔵文化財発掘通知書(19・20頁)を提出し、事業計画の策定およびその実施について協議しなければなりません、実際の取扱いには民間に準じます。

(4) 事前の発掘調査

①立会い調査(基礎抜き工事立会い)

既存施設の解体工事の基礎抜き作業時に区が立会い、当該地における遺跡の有無の確認を行ない、発見された場合には遺構・遺物の包含されている層の深さや埋蔵密度を判断するための情報を収集します。このため、区とともに事業者にも立ち会っていただくことがあります(代理人でも可)。この段階での判断が、開発事業計画に密接に関わる場合がありますので、できる限り事前に工事日時をお知らせください。

基礎抜き工事の立会い調査において、埋蔵文化財が破壊される危険性の高いことが判明した場合、試掘調査ないしは本格的調査を実施していただくことになります。

②立会い調査(根切り工事立会い)

①に記した立会い調査で遺跡が確認されなかった場合や、根切り工事深度を変更して埋蔵文化財を痛めない工夫をしていただいた場合(木造建築や軽量鉄骨造建築などの基礎深度が浅い場合の対応策)に、根切り工事に立ち会って埋蔵文化財保護についての適正な対応が取られているかどうかを最終確認いたします。

また、①の立会い調査で遺跡が確認できなかった場合でも、この段階で発見されることがあります。このため、区とともに事業者にも立ち会っていただくことがあります。調査には区が掘削工事に立会いますので、事前に工事日時をお知らせください。

根切り工事の立会い調査において、埋蔵文化財が破壊される危険性の高いことが判明した場合、基礎抜き工事の時の掘削地点以外の場所で埋蔵文化財が確認された場合には、試掘調査ないしは本格的調査を実施していただくことがあります。

③試掘調査

土木・建築工事等の計画予定地の埋蔵文化財の状況・規模を判断するために行なうものです。通常、関東ローム層(赤土)の上面までの試掘坑を開発予定の面積に応じて数か所掘削します(通常対象面積の10%から20%)。この際、区とともに事業者も立ち会っていただきます。

試掘の結果、埋蔵文化財の存在が確認された場合には、本格的発掘調査が必要です。すでに地下が掘削され、埋蔵文化財が消失している場合、埋蔵文化財が確認されない場合、設計変更等で埋蔵文化財が破壊されないようにする場合は本格的発掘調査を行なう必要はありませんが、根切り工事実施の際に立会い調査を行なうことがあります。

④本格的発掘調査

試掘の結果、埋蔵文化財の遺存が確認された場合は、工事に先立つ本格的発掘調査を実施することになります。埋蔵文化財は、一度破壊されてしまえば二度と復元できません。土木・建築工事等によって、やむをえず埋蔵文化財を破壊しなければならないときは、文化財保護法上の義務として、写真・図面等により正確な記録を作成し、記録保存をしなければなりません。そのため、工事を行なう方には次のようなご協力をお願いしています。

a)調査期間の保障

発掘調査は、ごく一部を除き、全過程のほとんどが人手によります。またその作業は、たいへん精密なものであり、適切な時期と十分な期間を必要とします。工事等の計画面積、埋蔵文化財の密度によって調査期間は異なりますが、区との協議のうえで、この期間を工事前に保障していただきます。

b)調査経費の負担

事前の発掘調査にかかる経費は、原則として事業者の方に負担していただきます。〔原因者負担制：文化財保護法第99条2項および「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（平成10年 文化庁次長通知）七の（一）」より〕ただし、事業者が個人で、本人の自宅を建てるときは、区が負担する場合がございます。詳細は区文化事業課管理・文化財グループまでご相談ください。

2. 工事中等に埋蔵文化財を発見した場合

周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲以外で、工事中・崖崩れ等により偶然に埋蔵文化財を発見した場合、次の手続きが必要です。

(1)埋蔵文化財発見届の提出

文化財保護法第96条では、その土地の所有者または占有者は、その現状を変更することなく、遅滞なく、区(教育委員会)を経由して東京都教育委員会に発見届の提出が義務づけられています。(様式省略)

(2)必要な発掘

(1)の提出により、必要と判断された場合には、周知の埋蔵文化財包蔵地の場合と同様、発掘調査を実施することになります。

また、東京都教育委員会は、(1)の届出の有無にかかわらず、遺跡が発見され、必要性を確かめたときは、工事の中止・停止等の命令を出すことができます。なお、発見された遺跡は、周知の埋蔵文化財包蔵地として、都・区教育委員会備えつけの遺跡分布地図に書き加えられます。

3. 発掘調査後の処理

(1)遺跡の取り扱いについて

発掘調査終了後は工事着工となります。ただし、調査主体者の所見を尊重しつつ、行政的・学術的判断に基づいて、

①国等で「史跡」に指定し、遺跡の全部・または一部を買収し、保存する。

②事業者の協力を得て、事業計画を変更し遺跡の一部を保存する。

のような処置がとられることもあります。

(2) 出土した遺物の帰属

発掘調査等で出土した遺物は、遺失物法の適用を受けます。警察署では遺物を公告し、6か月間で所有者が判明しない場合、所有権は東京都に帰します。都が保有する必要がある場合は、発見者・調査主体者・地方公共団体・土地所有者に対して、譲与等ができることになっています。なお、豊島区が調査を実施した場合は、届出時に承諾書をご提出いただくことにより、出土遺物は区の所有に帰することになります。また、出土遺物が文化財に認定されると、東京都教育委員会から土地所有者に通知が送付されます。

(3) 報告書の刊行と活用

発掘終了後、調査主体者は遺物・図面・写真等の整理を行ない、さらに整理・報告書編集を行ない学術的な報告書を刊行します。

報告書は、地方公共団体・学校・図書館・研究機関等に配付し、歴史学習や文化財保護に活用されます。保管されている遺物等は、機会を設けて展示・公開します。



区民講座などで出土遺物を活用



巣鴨遺跡から出土した江戸時代の植木鉢